

## 【別紙】基本的な考え方の適用状況について

### 1. 使用料のうち基本的な考え方を適用する施設の受益者負担割合

<p>非市場</p> <p>市場性</p> <p>市場的</p>	茶華道センター ふなばし三番瀬海浜公園【野球場】 総合体育館 武道センター 運動公園【野球場】 運動公園【陸上競技場】 運動公園【体育館】 運動公園【弓道場】 <b>A 50%</b> 若松公園【野球場】 学校運動場夜間照明灯 法典公園【球技場】 行田運動広場 高瀬下水処理場上部運動広場	環境学習館	市民活動サポートセンター 子育て支援センター 児童ホーム 大神保青少年キャンプ場 市道公園	<b>B 25%</b>	<b>C 0%</b>
	運動公園【プール】 <b>D 75%</b>	市民センター 北部清掃工場余熱利用施設 勤労市民センター アンデルセン公園 視聴覚センター 市民ギャラリー 青少年会館 法典公園【集会所】 <b>E 50%</b> 公民館 市民文化創造館 市民文化ホール	リハビリセンター【リハビリ事業】 プラネタリウム館 少年自然の家	<b>F 25%</b>	
	霊園 霊堂 ふなばし三番瀬海浜公園【庭球場】 高根木戸近隣公園【庭球場】 北習志野近隣公園【庭球場】 運動公園【庭球場】 若松公園【庭球場】 <b>G 100%</b> 法典公園【庭球場】	<b>H 75%</b>	<b>I 50%</b>		
	私益的	公益性		公益的	

### 2. 基本的な考え方の適用対象外の施設使用料

法令等で使用料の算定方法等が定められている施設（無料または低額とされている施設を含む）

病院、夜間休日急病診療所、かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所、さざんか特殊歯科診療所、リハビリテーション病院【診療報酬】、保健所、老人福祉センター、デイサービスセンター、特別養護老人ホーム朋松園、身体障害者福祉センター、身体障害者福祉作業所太陽、光風みどり園、知的障害者更生施設北総育成園、身体障害者福祉ホーム若葉、リハビリセンター【診療報酬・介護報酬】、ケアハウス、母子父子福祉センター、簡易マザーズホーム、市営住宅【住宅】、図書館、博物館、小学校、中学校、特別支援学校【小・中等部】

県内の他市等の類似する施設と同じ算定方法等を適用すべき施設

市立船橋高等学校、特別支援学校【高等部】、看護専門学校

基本的な考え方により使用料を算定することが適当でない施設

保育所、放課後ルーム、市場、下水道、霊園【霊園使用料】、駐車場、自転車等駐車場、公共施設附帯駐車場

### 3.基本的な考え方の適用対象外の手数料

法令等で基準額を定めているもの

戸籍謄本・抄本の交付及び戸籍に記載した事項に関する証明書の交付等

県内の他市等との協議により金額を定めているもの

屋外広告物講習会に係る手数料、市立高校の入学検査料、屋外広告物の審査・許可、屋外広告業の登録申請

基本的な考え方により使用料を算定することが適当でないもの

粗大ごみ及び事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処理手数料、し尿収集、自転車等移送料、自転車等駐車場、動物の死体処理、その他の諸証明